

## 大分県特殊詐欺等被害防止条例に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号。以下「条例」という。）に関する事務を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(確認に係る記録の保存)

第2条 個人情報取扱事業者が、条例第20条第3項の規定により、同条第1項の確認に係る記録を保存する方法は、書面、電磁的記録媒体又はマイクロフィルムによる方法とする。

(調査の手続)

第3条 県民生活・男女共同参画課長（以下「課長」という。）は、条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（第1号様式）により行うものとする。

2 課長は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該口頭による説明を求めることができる。

3 条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者（前項の規定により口頭による説明を求められた者で資料の提出を行わないものを除く。）は、課長に対し、説明・資料提出書（第2号様式）により説明又は資料を提出するものとする。

4 課長は、条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、当該説明又は資料の提出に相当な期間において期限（第2項の規定により口頭による説明を求めるときは、その期日）を定めるものとする。

5 課長は、条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

6 条例第21条第1項に規定する立入調査又は質問は、課長が指名する2名以上の大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第7条に規定する身分証明書を有する職員が行う。

(口頭による説明の聴取)

第4条 前条第2項の規定により口頭による説明を求めたときは、課長が指名する職員にこれを聴取させるものとする。

2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、課長に対し、説明日時等変更申出書（第3号様式）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 課長は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 課長は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（第4号様式）により口頭による説明を求めた者に通知するものとする。

(勧告の方法等)

第5条 課長は、条例第22条第1項の規定により勧告するときは、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

2 課長は、条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果について報告を求めるときは、勧告書にその旨明記するものとする。

3 条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果について報告を求められた者は、課長に対し、措置・結果報告書(第6号様式)により、当該採った措置及びその結果を報告するものとする。

4 課長は、条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果の報告を求めるときは、当該採った措置及びその結果の報告に相当な期間をおいて期限を定めるものとする。

5 課長は、条例第22条第2項の規定により勧告に基づいて採った措置及びその結果の報告を求められた者が、報告期限までに措置・結果報告書を提出しない場合は、勧告に従わなかったものとして取り扱うものとする。

(公表の方法等)

第6条 条例第23条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称、住所

(2) 勧告に係る行為の内容

2 公表は、大分県報に登載するほか、県民に広く周知できる方法により行うものとする。

3 大分県庁ホームページにおける公表については、改善が確認された場合は削除する。また、当該公表の後、倒産、事業廃止等により対象事業者が存在しなくなった場合も同様とする

(代理人の選任)

第7条 条例第21条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 当事者は、代理人を選任したときは、調査に係る代理人選任届出書(第7号様式)を課長に提出しなければならない。

3 当事者は、前項の代理人がその資格を失ったときは、調査に係る代理人資格喪失届出書(第8号様式)により、その旨を課長に届け出なければならない。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。